【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出日】 令和6年5月1日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー

(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者

(Chief Financial Officer) スティーブン・ユワート

(Steven Ewart)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1

(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 樋 口 航

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号

大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 松 本 健

 同
 限
 大 希

 同
 岡 勇 輝

 同
 白 井 翔 真

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号

大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【発行登録の対象とした売出有価証 社債

券の種類】

【発行登録書の内容】

提出日	令和5年7月28日
効力発生日	令和5年8月5日
有効期限	令和7年8月4日
発行登録番号	5-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 15,000億円
発行可能額	1,422,103,290,040円

EDINET提出書類

バークレイズ・バンク・ピーエルシー(E05982)

訂正発行登録書

【効力停止期間】 この訂正発行登録書は、発行登録追補書類提出日以後申込みが確定

するときまでの間に提出されているため、発行登録の効力は停止し

ない。

【提出理由】 「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2029年5月30日満期 早期償還

条項付 固定利付円建社債」の売出しに関して令和6年4月22日に提出

した訂正発行登録書の記載事項の一部を訂正するため。

【縦覧に供する場所】 該当なし。

【訂正内容】

訂正した箇所は下線を付し、斜体で示しております。

第一部【証券情報】

[バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2029年5月30日満期 早期償還条項付 固定利付円建社債]

第2【売出要項】

1【売出有価証券】 【売出社債(短期社債を除く。)】

<訂正前>

- 前略 -

(注4) 本社債は、発行会社、計算代理人 兼フレンチ・クリアード IPAとしてのバークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理 人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交 換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理 人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人(以下に定義される。)、フランクフルト代理人(以下に定義され る。)、CMUロッジング・支払代理人及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」とい い、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人(以下に定義される。)、CMU名義書換代理人及び発行会社により任命される ことのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。)、ニューヨークにおける登録機関(以下「ニューヨー ク登録機関」という。) 兼ニューヨーク市における代理人(以下「ニューヨーク代理人」という。)としてのザ・バンク・オ ブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人(以下「フランクフルト代理人」という。)としてのザ・バンク・ オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人(以下「ルクセンブルク代理人」という。)兼ルクセンブルクに おける登録機関(以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関及びCMU登録機関と併せて、また個別に「登録 機関」という。)としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エスエー/エヌブイ(ルクセンブルク支店)、計算代理 人としてのバークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・エス・ エー、スイスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ、パリ、チューリッヒ支社、スウェーデンIPAとしてのスカンディナビスカ・エ ンスキルダ・バンケンAB(publ)、フィンランドIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB(publ)、ノ ルウェーIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケン A B (publ) 、デンマーク IPAとしてのスカンディナビス カ・エンスキルダ・バンケン A B (publ)、CREST代理人としてのコンピューターシェア・インベスター・サービシズ・ピーエル シー並びにCMUロッジング・支払代理人兼CMU登録機関兼CMU名義書換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン (香港支店)の間において2023年4月12日付で締結されたマスター代理人契約(以下「マスター代理人契約」という。この用語に は、随時補足及び/又は変更及び/又は修正再表示及び/又は置換されるマスター代理人契約を含む。)に従い、マスター代理 人契約の利益を享受して発行される社債券(以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、()包括形式により表章さ れる本社債券(以下「包括社債券」又は「包括社債」という。)に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額 の単位(適用ある条件決定補足書に規定する。)、()包括社債券との交換(又は一部交換)により発行される確定社債券、及 び()包括社債券を意味する。)のシリーズの1つである。

本社債券の所持人(以下「本社債権者」という。)及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札(以下「利札」という。)の所持人(以下「利札所持人」という。)は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項の全てについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、<u>2023</u>年4月<u>12</u>日付で発行会社により発行された約款(Deed of Covenant)(本社債の発行日までになされた補足及び/又は変更及び/又は修正再表示及び/又は置換を含む。)の利益を享受する権利を有する。

- 後略 -

<訂正後>

- 前略 -

(注4)本社債は、発行会社、計算代理人としてのバークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な

訂正発行登録書

場合は、ルクセンブルク代理人(以下に定義される。)、フランクフルト代理人(以下に定義される。)、CMUロッジング・支払 代理人及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、 ニューヨーク代理人(以下に定義される。)、CMU名義書換代理人及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理 人と併せて「名義書換代理人」という。)、ニューヨークにおける登録機関(以下「ニューヨーク登録機関」という。)兼 ニューヨーク市における代理人(以下「ニューヨーク代理人」という。)としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、 フランクフルトにおける代理人(以下「フランクフルト代理人」という。)としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロ ン、ルクセンブルクにおける代理人(以下「ルクセンブルク代理人」という。)兼ルクセンブルクにおける登録機関(以下「ル クセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関及びCMU登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。)としての ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エスエー / エヌブイ (ルクセンブルク支店)、計算代理人としてのバークレイズ・ キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・エス・エー、スイスIPAとしての ビーエヌピー・パリバ、パリ、チューリッヒ支社、スウェーデンIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケン A B (publ)、フィンランドIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケン A B (publ)、ノルウェーIPAとしてのスカ ンディナビスカ・エンスキルダ・バンケン A B (publ)、デンマークIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケン AB(publ)、CREST代理人としてのコンピューターシェア・インベスター・サービシズ・ピーエルシー並びにCMUロッジング・ 支払代理人兼CMU登録機関兼CMU名義書換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(香港支店)の間において 2024年4月11日付で締結されたマスター代理人契約(以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時補足及び/又は変 ____ 更及び/又は修正再表示及び/又は置換されるマスター代理人契約を含む。)に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発 行される社債券(以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、()包括形式により表章される本社債券(以下「包括 社債券」又は「包括社債」という。)に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位(適用ある条件決定 補足書に規定する。)、()包括社債券との交換(又は一部交換)により発行される確定社債券、及び()包括社債券を意味す る。)のシリーズの1つである。

本社債券の所持人(以下「本社債権者」という。)及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札(以下「利札」という。)の所持人(以下「利札所持人」という。)は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項の全てについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、<u>2024</u>年4月<u>11</u>日付で発行会社により発行された約款(Deed of Covenant)(本社債の発行日までになされた補足及び/又は変更及び/又は修正再表示及び/又は置換を含む。)の利益を享受する権利を有する。

- 後略 -

以上